

(案)

※本実施要領は今後変更される可能性があります。

介護の日本語学習支援等事業実施要領（令和5年度補正予算からの繰越分）

1 目的

外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、介護の日本語学習支援等事業（令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算）公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材の日本語学習支援等に必要な内容とする。なお、必要に応じて、有識者等から専門的な意見を求めながら事業内容の検討を行うこと。

（1）自己学習のためのWEBコンテンツのオペレーション言語の追加

介護現場で就労（予定を含む）する外国人介護職員や介護に興味・関心がある外国人（以下「外国人介護人材」という。）が、介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツについて、より多くの方にWEBコンテンツを利用いただくことを目的に、オペレーション言語の追加を行う。

（2）介護分野の外国人に係る学習用テキスト等の翻訳

より多くの外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、以下の介護の日本語等に関する学習教材について、翻訳言語の追加を行う。

なお、翻訳の質を確保する観点から、学習用テキスト等で取り扱う用語の均一化を図るため、翻訳の実施に当たっては内容を精査すること。

- ・「介護の日本語テキスト」
- ・「介護の特定技能評価試験学習テキスト」
- ・「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」

(案)

- ・「外国人のための介護福祉専門用語集」

(3) 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、介護福祉士国家試験対策向けの講座を開催する。講座は、講義（座学）のみならず、演習を取り入れて行うこと。なお、オンライン等の集合形式以外の方法でも実施可能となるよう検討するとともに、福祉人材確保対策室と協議のうえ、必要に応じて実施方法の変更を行うこと。

また、事業実施団体は、当該講座の終了後、福祉人材確保対策室に受講修了者名簿を電子媒体等で提出すること。

なお、事業実施団体においても、当該講座の受講生等から事後的な照会等に対応できるよう、受講者名簿を適切に管理すること。

(4) その他必要な取組

上記（1）から（3）までの取組のほか、外国人介護人材の円滑な就労・定着に資する観点から必要な取組をすることができる。

4 国への報告・協力体制

実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。